

生活指導だより

『道しるべ』



衣替え移行期間

5月は移行期間です。自分の感覚、体調に合わせて、夏服・冬服のどちらかを選択して下さい。
セーラー服や学生服で登校し、気温に合わせてポロシャツで過ごす際は、名札を付け替えるように気を付けて下さい。

熱くなりはじめ、服装もだらしくなりやすい時期だと思います。正しく着こなし、心地よい学校にしましょう。

「身だしなみ」と「おしやれ」の違い

おしやれとは…

自己評価です。自分がどんな服装をしたいか、髪型にしたいか、自分が「良い、素敵だ」と思えばどんなスタイルでも許される、それが「おしやれ」です。

身だしなみとは…

他者評価です。自分が良ければ良い、というものではなく、相手に不快な思いをさせない服装や恰好であるか、ということが基準になります。つま

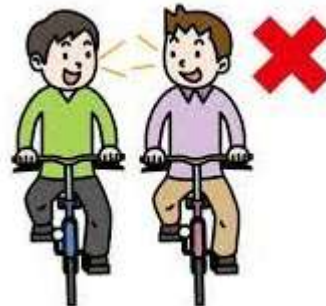


り、周囲の人への配慮と敬意が必要なのです。

龍野東中学校の生徒として、身だしなみを整えて、素晴らしい学校を維持しましょう。

登校マナーについて

前回の生活指導通信にも記載しました。自転車は道路の左側を一列で通行して下さい。併進は絶対に行わないこと。徒歩通学者は道路の右側を通行し、路側帯(白線)からはみ出ないようにして下さい。命を守るために、自転車についても法律でルールが決められています。一部紹介します。(自転車は法律上、軽車両です)



道路交通法 第19条

軽車両(自転車等)は、他の軽車両(自転車等)と並進してはならない。

罰則等 2万円以下の罰金 又は科料

自転車は、自他の命を奪ってしまう可能性がある乗り物です。実際に兵庫県でも、こんな事例がありました。

事故の概要 ケース①

当時、11才の男児が夜、自転車で走行してい

たところ、歩道と車道の区別のない道路において歩行していた62才の女性と正面衝突しました。その女性は、頭の骨を折るなどし、意識が戻らない状態となったものです。

この判決が裁判所から出たとき、高額な賠償額であること以外に、子供が起こした事故について母親に出された支払い命令であることが大きく報じられ話題になりました。

これは、子供が自転車事故を起こすと親が責任を負う場合があるということを示した賠償例でもあります。

賠償額

9,521万円

(神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決)

事故の概要 ケース②

男性がタ方の時間帯にペットボトルを片手に持ってスピードを落とさずに下り坂を走行して交差点に進入したところ、横断歩道を横断中だった60才の女性と衝突しました。女性は脳挫傷などで3日後に死亡しました。

賠償額

6,779万円

(東京地方裁判所、平成15年9月30日判決)

何かが起きてからでは、遅いのです。

かけがえのない、大切な命を守るために、ルールを守って登下校するようにしましょう。